

## 九州大学芸術工学部・九州芸術工科大学同窓会（渾沌会）交流活動補助規程

### （趣旨）

第1条 渾沌会規約第2条にもとづき、会員相互の親睦をはかり、本会の活動の促進に資する活動に対して補助を行う。

### （対象）

第2条 渾沌会規約第6条に定める本会の会員による活動等を対象とする。

- 2 会員によって開催される懇親会、会員が属する学科・コースや研究室での交流活動、会員が企画し実施する催事等を対象とする。ただし、活動の内容等によってはこの限りではない。

### （資金）

第3条 本会の会費の内、繰越金を活用する。

### （補助額）

第4条 1件につき上限を5万円とし、参加した会員1名あたり上限を2千円とする。ただし、活動の内容によっては、上限はこの限りではない。

### （対象者の選考および決定）

第5条 対象者の選考および決定は、役員会にて行う。

### （手続き）

第6条 事前（原則として開催の2週間前まで）に申請書を渾沌会事務局へ送付することで補助を申請する。

- 2 申請書をもとに役員で補助の可否を検討し、結果を申請者に通知する。
- 3 実施後に開催報告書を渾沌会事務局に提出する。併せて渾沌会の指定するソーシャルメディア等を通じて開催の報告を行う。
- 4 報告を確認した後、参加人数にもとづき補助額を確定し、補助金を支給する。

### （その他）

第7条 本規程に定めのない事項については、役員会にて協議し決定する。

### 付則

本規程は令和元年10月12日から3年間を目途に実施し、それ以降は、本制度の効果や会費（繰越金等）の状況を踏まえ、本制度の改廃や修正等を判断する。